

J A 岩井における感染拡大防止等の取組み

● J A 岩井が感染拡大の起点となることがないように行動する観点から、下記の「日常の対応」について全役職員で取り組みを行って下さい。

1 日常の対応

1. 在宅勤務の実施について

令和2年4月11日（土）より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本支店・事業所で複数名の職員が交代で在宅勤務を行っていくこととする。期間としては、原則として国の非常事態宣言が解除されるまでか、組合長が判断した期間とする。

2. 役職員参集を伴う会議・行事及び出張・研修会等の参加について

JA主催の会議・行事で、不急と判断できるものについては、中止・延期を検討する。また開催する場合にも、人的接触を少なくする観点から、実施方法の見直しや、規模縮小（参集者削減）などを検討する。

出張・研修会の参加については、不急のものについては、中止・延期を検討する。予定通り実施する場合は、感染リスクを十分踏まえ対応する。

3. 職場における衛生面でのエチケット向上について

各事務所等については、1時間を目途に喚起を実施する。また、出社時や、外出先からの帰社時などはもとより、常日頃から細目な手洗いうがいを励行し、職場におけるエチケットの向上をこれまで以上に心掛ける。

なお、事務所内での感染を抑制するため調達できた職員は可能な限りマスク装着を行う。

4. 検温の実施及び発熱時の出勤について

役職員は、毎朝出勤前に自宅で各自検温を行い、出勤したら役席者へ報告し、「体温チェック表」に記入する。また、体調が優れない等の理由から、平熱よりも高い体温（37.5度以上）となった場合には、無理な出勤はせず、自宅療養とする。

5. 懇親会等の自粛

懇親会等は原則自粛とする。なお、やむを得ず実施する場合に置いては、不特定多数が集まる懇親会場における集団感染リスクを勘案のうえ、部店の業務継続に支障をきたすことのないよう開催方法について十分留意する